

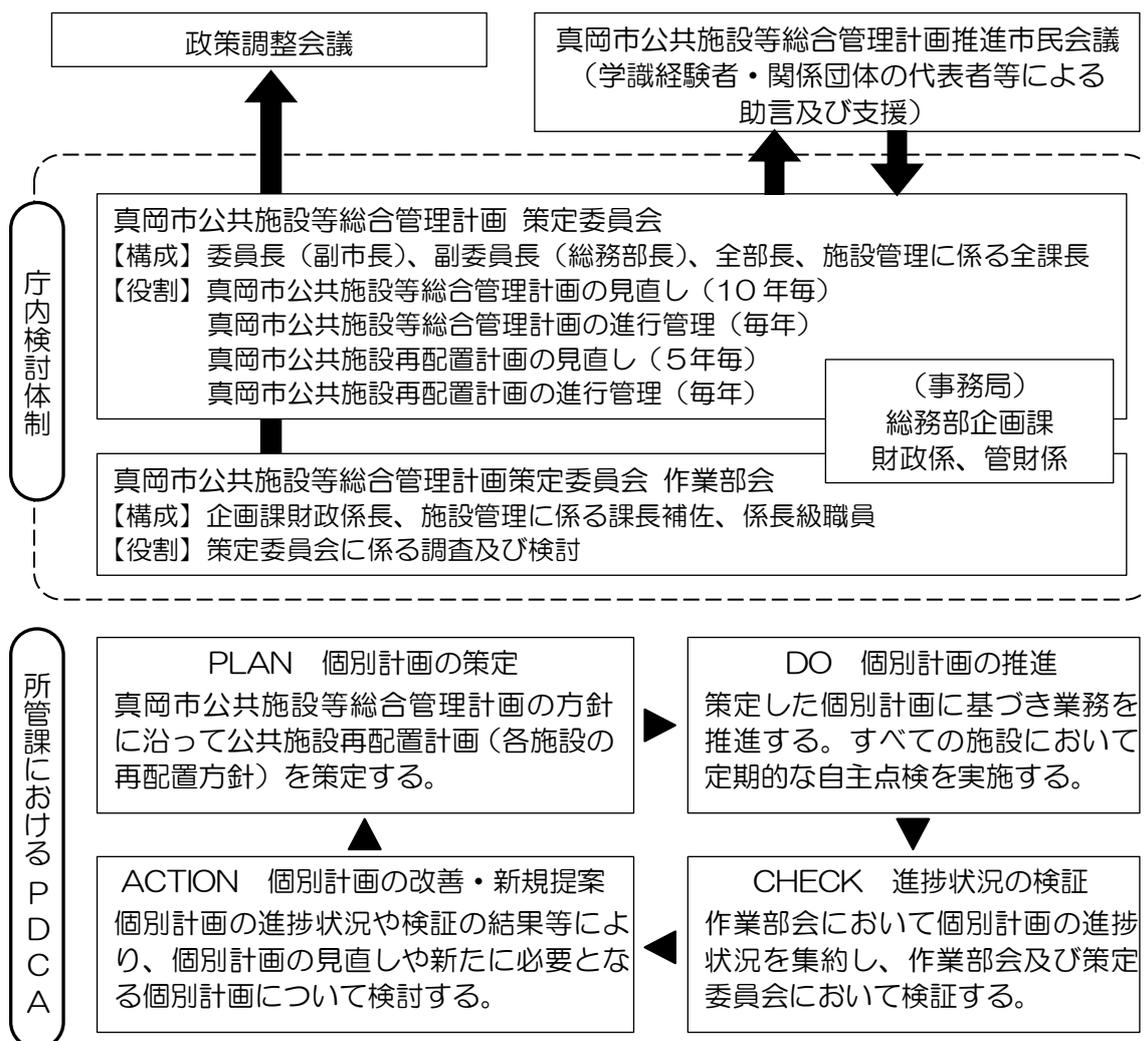
## 第6章 公共施設再配置の進め方

### 6-1. 計画の進捗管理体制

本計画の推進にあたっては、下記のとおり、公共施設等総合管理計画で定めた進捗管理体制（PDCA サイクル）を基本として実行します。

事務局（総務部企画課財政係、管財係）と各所管課が連携しながら、各施設の再配置方針に従い、公共施設の再配置を推進します。

図 24 本計画の進捗管理体制

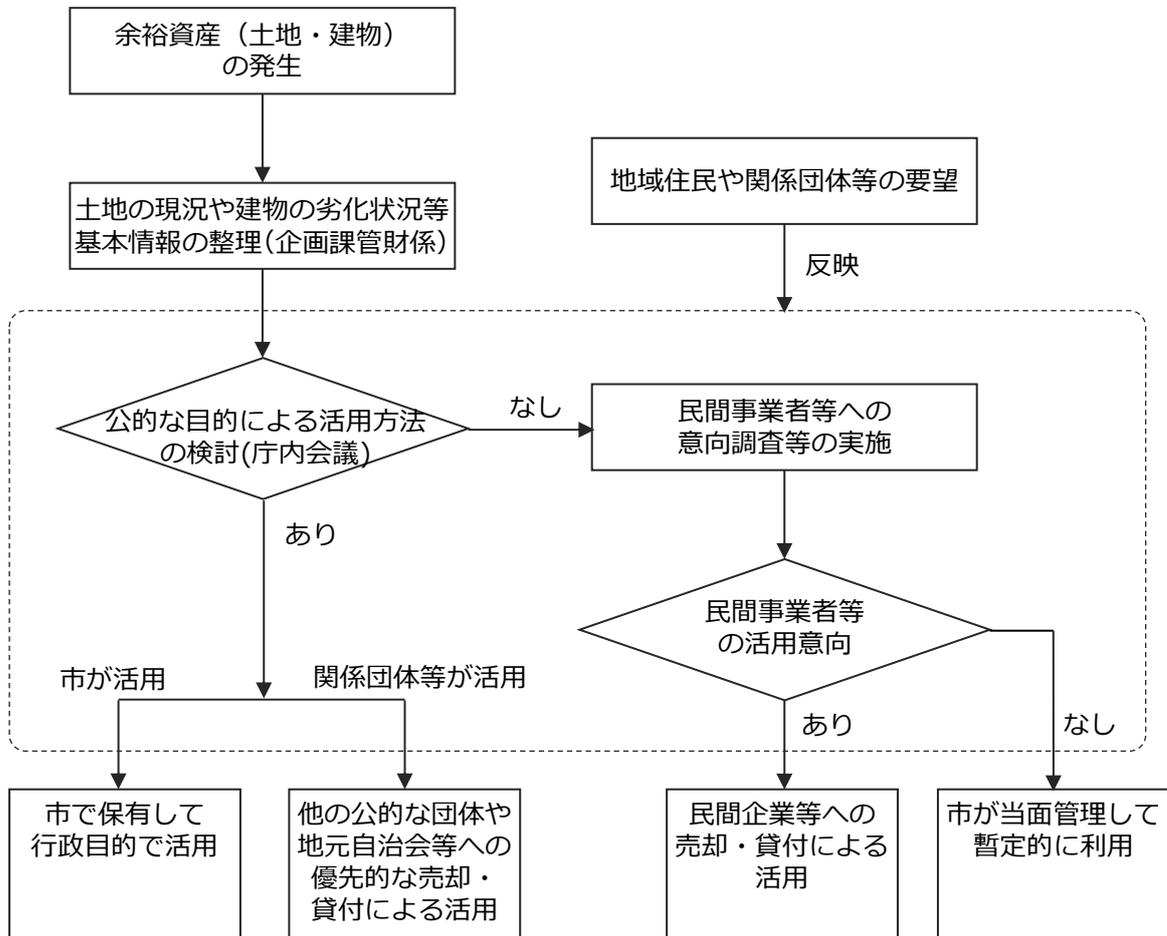


## 6-2. 余裕資産（土地・建物）の有効活用

本計画の推進により余裕が生じる土地や建物については、下記の検討フローに沿って、余裕資産の有効活用を検討します。

なお、余裕資産の有効活用にあたっては、庁内における調査研究をはじめ、地域住民や民間事業者等の意向を確認しながら、将来のまちづくりを見据えた適切な活用方法を検討します。

図 25 余裕資産の有効活用の検討フロー



※平成 30（2018）年 3 月末に廃校となった学校施設の有効活用については、地域座談会等を通じて地元からご意見等をいただくとともに、民間事業者の意向等も取り入れながら、各校ごとの最適な利活用方法を選定します。

### 6-3. 計画の見直し

本計画は、公共施設等総合管理計画の第1ステージ（平成 29（2017）年度～平成 38（2026）年度）の実行計画であり、本計画を含めた個別計画の進捗状況等を見極めながら、5年ごとに目標を更新し、将来の需要や社会情勢に対応しながら概ね 10 年後に計画の見直しを図ります。

図 26 計画の見直しのイメージ

